

令和9年度版市川市ごみ収集日カレンダー制作業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 令和9年度版市川市ごみ収集日カレンダー制作業務委託
2. 業務目的 本業務は、家庭から排出される資源物とごみの本市における正しい分別および排出方法と各地区の収集日を市民に周知するためのカレンダーのデザイン制作及び印刷を目的とする。
3. 委託場所 市川市環境部総合環境課
4. 委託期間 令和8年11月2日から令和9年3月15日まで

5. 業務内容

本業務は、6種類の地区版に分かれた日本語版および外国語版の「ごみ収集日カレンダー」のデザインの編集、配色及び印刷までの業務を一括して行うこととする。

（1）作業スケジュール等の提出

受託者は、契約後10日以内に契約から納品に至るまでの作業スケジュール及び制作に係る組織体制図を作成し、提出するものとする。

（2）編集、デザイン業務

受託者は、業務の目的を達成するために、立案をはじめ、全体の進行やデザインの方針の決定やページのバランス、原稿のチェックを適切に行いながら、文字、イラストなどの多様な要素を効果的に配置し、目的に沿った適切な配色やイメージによるレイアウトを構築し、印刷するものとする。

原案の作成に当たっての立案、デザイン、編集の方針については、委託者と協議の上、決定するものとする。その上で、原案を作成し、それらを委託者に提示し、委託者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

6. 入稿方法

市が提供する前年度の印刷用データ(※)及び、訂正・追加内容を指示した Microsoft Word または PDF 形式のデータにより入稿する。デザイン、レイアウト、イラスト図案等の詳細については市と協議すること。

※前年度の印刷用データ

(ア) OS : Mac OS X

(イ) 使用ソフト : インデザイン CC 2018

(ウ) 使用フォント : DF 丸ゴシック、DFPOP1、じゅん Pro、MS ゴシック、MS 明朝、
新ゴ Pro、DF 平成ゴシック、小塚ゴシック、見出しゴシック

7. 成果物の規格

(1) 日本語版「ごみ収集日カレンダー」

ア) 規 格 A 3 判

イ) 文字入力 7 2, 0 0 0 文字 (デジタル)

ウ) 罫 表 7 2 点 (A 5 デジタル)

エ) 図 版 1 0 点 (A 5 相当 デジタル)

オ) 印刷部数 5 0, 0 0 0 部、詳細は以下のとおり

地区版	地区名	作成部数
①	国府台・国分・真間・市川・北国分・中国分・東国分・須和田・堀之内	8,000 部
②	大町・大野町・南大野・下貝塚・稲越・曾谷・宮久保・菅野・東菅野	9,000 部
③	柏井町・奉免町・新田 1 丁目・新田 5 丁目・平田 1 丁目・平田 2 丁目・八幡・北方町・本北方・北方・若宮・中山・高石神・鬼越	7,000 部
④	市川南・新田 2 丁目・新田 3 丁目・新田 4 丁目・平田 3 丁目・平田 4 丁目・大洲・大和田・東大和田・南八幡・稲荷木・鬼高・田尻	9,000 部
⑤	高谷・高谷新町・原木・二俣・二俣新町・上妙典・河原・下新宿・本行徳・本塩・関ヶ島・伊勢宿・押切・湊・妙典・下妙典・富浜・塩焼・末広・行徳駅前・宝・幸・加藤新田・入船・日之出・千鳥町・高浜町	8,000 部
⑥	湊新田・香取・欠真間・相之川・広尾・島尻・新井・南行徳・福栄・新浜・塩浜	9,000 部
合計		50,000 部

カ) ページ数 2 ページ

キ) 印刷形態 4 色刷り (4 C / 4 C)

ク) 紙 質 再生コート紙 菊判 62.5 kg

ケ) 梱 包 二つ折りにし、5 0 0 部単位で紙に包むこと

※梱包紙に内容物・部数がわかるように表示をすること

(2) 外国語版「ごみ収集日カレンダー」

外国語版については、日本語版をもとに、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語の9か国語のデータを作成すること。(合計9種類、各4,200文字程度)

また、校正についても日本語版と同様に、文字校正と色校正をそれぞれ行うものとする。

(3) 電子データの提出

日本語版および外国語版の「資源物とごみの分け方・出し方リーフレット」の印刷物原版をイラストレーター等DTPで編集できる形式とPDF形式でCD-Rに保存し、各1部提出するものとする。

8 校正

(1) 文字校正 2回以上 (1部)

(2) 色 校 1回 (1部)

9 納品

(1) 納 期 令和9年3月15日まで

詳細な納期日については、委託者と受託者が協議の上、決定すること

(2) 納 品 委託者が指定する場所に納品すること

10 添付書類

別紙1 完了届

業務完了後、委託期間終了までに委託者に提出すること。

11 成果品に係る著作権等

(1) 成果品に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

(2) 著作権者人格権の制限

ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。

①成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。

③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

- ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
- イ) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

1 2 その他

- (1) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、著作権法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名）

2. 施行（納入）場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額

 円

（単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください）

5. 委託期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日